

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年4月14日

中国運輸局長 金子 修久



1. 事案の概要

- (1) 事案番号：R7-2
- (2) 届出者：下津井電鉄株式会社
- (3) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更届出書（路線の廃止）
- (4) 届出年月日：令和7年3月24日
- (5) 廃止予定日：令和7年10月1日
- (6) 廃止しようとする路線の概要

○ 廃止路線

- ① 起点：岡山県岡山市北区田益1679-1先
終点：岡山県岡山市北区日応寺1567-1先
キロ程：11.2km
- ② 起点：岡山県岡山市北区日応寺1392-2先
終点：岡山県岡山市北区三和2097-6先
キロ程：2.1km
- ③ 起点：岡山県岡山市北区日応寺1428-1先
終点：岡山県岡山市北区大井505-4先
キロ程：8.7km
- ④ 起点：岡山県岡山市北区大井505-4先
終点：岡山県岡山市北区門前379-1先
キロ程：6.3km
- ⑤ 起点：岡山県岡山市北区門前379-1先
終点：岡山県総社市総社1758先
キロ程：4.4km
- ⑥ 起点：岡山県総社市総社1758先
終点：岡山県倉敷市西坂1717先
キロ程：6.9km
- ⑦ 起点：岡山県総社市岡谷51-2先
終点：岡山県岡山市北区津島京町1-3先
キロ程：13.6km

○ 運行系統

(S-15号系統)

倉敷駅北口～岡山空港線

(往：35.0km 復：34.0km)

(7) 廃止を必要とする理由

新型コロナウイルス収束後も当該路線の利用者は回復せず、車両も老朽化しているため。

2. 意見の聴取について

本事案に関して利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、本日から10日以内（郵送の場合は消印が本日から10日以内の日付）に、次の事項を記載した意見聴取申請書を中国運輸局又は最寄りの運輸支局まで提出すること。

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案番号及び事案の件名
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施日の10日前までに別途通知する。